

諮問日：令和3年5月28日（諮問第88号）

答申日：令和4年10月31日（答申第124号）

事件名：生活保護費用返還決定についての審査請求事件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年10月19日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定に対する審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

- 1 平成22年9月3日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した（乙第1号証）。
- 2 令和2年8月5日、審査請求人は、年金の種類を老齢厚生年金、変更年月を令和2年5月とする国民年金・厚生年金保険支給額変更通知を受けた（乙第11号証）。
- 3 同日、審査請求人は、給付金の種類を障害年金生活者支援給付金、不該当年月日を令和2年4月21日、不該当理由を「支給要件となる受給していた基礎年金が全額支給停止となったため。」とする年金生活者支援給付金不該当通知を受けた（乙第11号証）。
- 4 令和2年8月13日、審査請求人は、上記2および3の変更等により収入額が増加したことを処分庁に申告した（弁明書および反論書）。
- 5 令和2年9月23日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第25条第2項に基づく保護の変更決定を行い（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、乙第4号証）、添付書類（生活基準額計算根拠と題する書面、乙第13号証）とともに通知した。
- 6 令和2年10月2日、審査請求人は、上記5の通知および添付書類に上記4の申告内容が反映されていないことを、処分庁に連絡した（弁明書および反論書）。
- 7 令和2年10月9日、審査請求人は、処分庁に来庁し説明を行い、処分庁は、上記4の申告内容が反映されず保護費が過払いとなっていることについて謝罪を行うとともに、今後の対応について審査請求人と話し合いを行った（審査請求書および反論書ならびに乙第2号証）。
- 8 令和2年10月19日、処分庁は、審査請求人に対し、生活保護法第63条に基づき、「あなたは平成22年9月3日から生活保護法による保護の適用を受けています。あなたは障害基礎年金を受給していましたが、令和2年〇〇〇〇月に〇〇〇〇歳となったことで老齢厚生年金の受給権が発生し、同年8月から受給が切り替わりました。あなたから年金についての資料は受領していましたが、当所にて年金の切り替えが出来ておらず、同年10月1日付の保護決定（変更）通知書を見たあなたからのご指摘により認定が出来ていないことが発覚しました。その後、年金の資料やあなたから提出のあった通帳のコピーを確認したところ、本年8月から障害者支援給付金の入金がなくなっており、老齢

厚生年金が入金されていました。

月ごとの差額については、8月分と9月分について、障害基礎年金が月額〇〇〇〇円、障害者支援給付金が月額〇〇〇〇円として認定しており、合計収入認定額が月額〇〇〇〇円となっていました。老齢厚生年金が月額〇〇〇〇円であるため、過支給となった額は月額14,043円となっています。また、10月分については、障害基礎年金と障害者支援給付金の認定額に変更はないものの、老齢厚生年金が月額〇〇〇〇円に変更となっているため、過支給となった額は月額7,685円となっています。

ついては、当該年金受給切り替えに伴う年金差額過支給分計35,771円について、生活保護法第63条の規定に基づき返還を求めます。

|         | 生活扶助    | 住宅扶助 | 合計        |
|---------|---------|------|-----------|
| 令和2年8月  | 13,638円 | 405円 | 14,043円   |
| 令和2年9月  | 13,638円 | 405円 | 14,043円   |
| 令和2年10月 | 7,685円  |      | 7,685円    |
|         |         |      | 計 35,771円 |

との返還決定理由を付した生活保護費返還決定（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、返還決定額：35,771円。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した（甲第1号証および乙第5号証）。

- 9 令和2年11月25日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求をした。
- 10 令和2年12月17日、処分庁は、審査請求人に対し、上記8の返還金について、「生活保護費返還金（徴収金）の納入について（督促）」（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号）により督促を行った（甲第2号証）。

### 第3 関係する法令等の規定

#### 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）

##### (1) 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

##### (2) 第2条（無差別平等）

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

##### (3) 第4条（保護の補足性）

###### 第1項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

###### 第3項

前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

##### (4) 第31条

## 第2項

生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

### (5) 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

### (6) 第77条の2

#### 第1項

急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

### (7) 第78条

#### 第1項

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

## 2 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）

### 第22条の3（厚生労働省令で定める徴収することが適当でないとき）

法第七十七条の二第一項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。

## 3 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）

### 第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

#### 1 収入に関する申告及び調査

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

#### 3 認定指針

##### (2) 就労に伴う収入以外の収入

###### ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が

条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金(オに該当するものを除く。)のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(ウからキまでに該当するものを除く。)

(ア)生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ)当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

ケ 心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額(月額)

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料(同一世帯内に同一の者につき

スを受けることができる者がある場合を除く。)

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち37,290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(ア) 障害補償費 (介護加算額を除く。)

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表 (以下「公害障害等級表」という。) の特級又は1級に該当する者に支給される場合

34,960円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合

17,480円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合

10,510円

(イ) 遺族補償費

34,960円

#### 4 生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)

##### 第8 収入の認定

##### 1 定期収入の取扱い

##### (4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額 (1円未満の端数がある場合は切捨) を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

##### 2 収入として認定しないものの取扱い

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて

保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費にあてられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額

(ウ) 大学等への就学のため、第1の5による世帯分離又は、大学等への就学にあたり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用にあてるための貸付資金

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であつて、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人若しくは身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

(ウ) 配電設備又は給排水設備のための貸付資金

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

(カ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があると

きは、自立更生計画を徴すること。

5 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

第8 収入の認定

問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料  
その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の

支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

(エ) 当該経費が大学等への就学後に要する費用にあてられる場合は、授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額（当該取扱いは、大学等への就学後に要する費用にあててことを目的とした貸付金や恵与金を当該大学等に就学する者が高等学校等に在学している間に、同一世帯の被保護者が受領する場合に限る。）

カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

サ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の58の2の2の(1)から(6)までのいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

シ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額

6 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにおいて

は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日 社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）

- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

- (ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）
- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
- (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
- (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いとは認められないので留意すること。

#### 第4 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、生活保護法第63条による生活保護費の返還を請求している。

審査請求人は、2010年9月から生活保護費を受給している。

障害年金から老齢年金への切り替えによる年金の増額を遅滞なく福祉事務所に申告をしている。

過払い発生時点で、審査請求人は生活費に急迫していることもなく、資力もなかった。

よって、私に対する生活保護費返還決定処分（文書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号）は、生活保護法第63条の構成要件に適合しない誤った決定である。

- (2) 本件について的事实経過

2020年〇〇〇〇月〇〇〇〇日：誕生日、〇〇〇〇歳。

2020年5月18日：年金事務所において、障害年金から厚生年金切り替え申請。

2020年8月11日：厚生年金額決定通知書・支給額変更通知書受領。

2020年8月14日：上記厚生年金額決定通知書を持って、〇〇〇〇課に収入増を申告  
(相手方：ケースワーカー〇〇〇〇氏)

2020年9月29日：保護の変更の時期10月1日付け、保護決定(変更)通知書(文書  
番号：〇〇〇〇号)受領。

2020年9月30日：〇〇〇〇課へ電話で、上記保護決定(変更)通知書には厚生年金  
収入が反映されていないと連絡(相手方：ケースワーカー〇〇〇〇  
氏)。

2020年10月9日：ケースワーカー・〇〇〇〇氏、ケースワーカー・〇〇〇〇氏に事  
情説明。

2020年10月21日：生活保護費返還決定通知書受領。

上記のとおり、私は障害年金から老齢年金への切り替えによる収入増について、法  
61条により遅滞なく報告した。

(3) 〇〇〇〇市福祉事務所の対応

本件に関し〇〇〇〇市福祉事務所は「あなたから年金についての資料は受領して  
いましたが、当所にて年金の切り替えが出来ておらず、同年10月1日付け保護決定(変  
更)通知書を見たあなたからのご指摘により認定が出来ていないことが発覚しました。」  
(〇〇〇〇第〇〇〇〇号生活保護費返還決定通知書。返還決定理由)と、福祉事務所  
が必要な事務手続きを怠っていたことを認めている。

(4) 適用条項を生活保護法第63条としていることについて。

返還根拠条項を生活保護法63条としているが、同条は「急迫の場合等において資力  
があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に、返還をもとめるものです。

私は、既に生活保護費を受給しており、「急迫の状態」に陥っていたわけでも、「資  
力」を有していたこともなく、かつ新たに「保護を受けた」ものでもありません。

よって、本件は生活保護法第63条「費用返還義務」の要件を全く満たしていません。

(5) 反論書における主張

ア 事件の発端について

審査請求人が、障害年金から厚生年金に切り替えにより年金額が増額になったこ  
とを、生活保護法第61条(届出の義務)により、速やかに処分庁に連絡したにも拘  
わらず、処分庁が年金額増額による収入認定を失念し、審査請求人からの電話連絡  
で指摘されるまで気づかなかつた処分庁の不作为、過失によるものです。

イ 生活保護法の有権解釈について。

処分庁は本件返還金について、関西学院大学法学部前田雅子教授の「生活保護法  
第63条に基づく費用返還」論で説明しています。

前田雅子教授の当該論文は現行生活保護法制定当時、厚生省社会局保護課長とし  
て制定に関わつた小山進次郎氏著「改定増補 生活保護法の解釈と運用」を引用し  
ています。

同様の問題を扱つた白鷗大学法学部畑中祥子准教授の「生活保護法第63条に基づ

く費用返還請求のあり方」（2018年11月30日白鷗法学 Vol125）でも、「同条にいう「急迫の場合等」の「等」とは「調査不十分のため資力あるにも関わらず、資力なしと誤認した場合或いは保護の実施機関が保護の程度を誤って、不当に高額の設定をした場合等である」と論じていますが、その出典は小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」（中央社会福祉協会、1979年）649頁。と記しています。

いずれも、小山進次郎氏著「生活保護法の解釈と運用」（中央社会福祉協会、1979年）を基に、「等」について、処分庁の過誤による過払いを指すとしています。

審査請求人は、小山進次郎氏は旧厚生省社会局保護課長として、現行生活保護法制定に関わった方で、小山進次郎氏の「改定増補 生活保護法の解釈と運用」を否定するものではなく、生活保護行政を進めるうえで必要なものと認識していますが、全体としては有権解釈として生活保護行政を円滑に執行する立場で書かれています。

本件は、「ア 事件の発端について」で述べたように、処分庁の不作为・過失により生じたもので、「改定増補 生活保護法の解釈と運用」で示された有権解釈で機械的に処理するには無理な事案です。

因みに「等」について考えてみますと、本来処分庁（福祉事務所）において、生活保護費の過払い、過少払いなどは、あってはならない問題です。

よって、現行生活保護法制定に当たって、当初から「生活保護費の過払い、過少払い」を想定して法律の制定はあり得ません。しかし現実的な問題として、当時でも、現在でも「生活保護費の過払い、過少払い」は多発していることで、それらを想定して「等」で解決しようとするものと言えます。

審査請求者の経験でも、〇〇〇〇が障害年金の支給を受けたことで、生活保護の障害加算の申請を行いました。同年11月に至るも加算がされず、電話で問い合わせると「忘れていました」とのことでした。当時は審査請求の出来る時限が「知った日の翌日から60日」であったことから、2か月しか遡及支給されませんでした。

#### ウ 弁明書3-(4)、3-(15)について

生活保護法第63条の適用に係るものであり、3-(5)を中心に一括して反論する。

弁明書で5-2-(ウ)において、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）に関わって、「課長通知が求める『挙証資料によって確認できるものに限り』取り扱って差し支えないとされているが、審査請求人には挙証資料もなく、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもの」とは言いがたく」と主張しています。

本件では、上記の論理で挙証資料を求めること自体、無理な要求です。

審査請求人も、その妻も8月、9月分の保護決定（変更）通知書では、8月：生活扶助費13,638円、住宅扶助費405円の合計14,043円。9月：生活扶助費13,638円、住宅扶助費405円の合計14,043円。10月生活扶助費7,685円と、生活扶助費13,638円のみ記載で、処分庁が過誤を犯しているなどとは想像も出来ず、保護決定（変更）通知書に記載された金額が正規の生活扶助費、住宅扶助費であると信じ、日常生活費として買い物等をしており領収書、レシート等の挙証資料を保管しておかなければならないなどと思いません。

また、同項で「地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」の使われ方をしたとは言えないと解される」としてありますが、8月、9月、10月で生活扶助費、住宅扶助費併せて35,771円の過払いで、審査請求人が、地域住民と比べてどの程度均衡を欠いた暮らしをしていたのか、また社会通念上どのように容認出来ないほどの生活をしていたのか具体的な事実が示されていません。

審査請求人の居住地域での「地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」の基準を示さず、「地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」の使われ方をしたとは言えないと解される」と論じられても審査請求人は反論のための検証・弁明することが出来ません。

さらに同項で、「また、当該世帯の最低生活費が20万円であることから毎月12,000円の過支給は最低生活費に6%程度の上乗せがあった状態であり、自立更生の範囲に含まれない「浪費した」とは言えないまでも生活費の一部として消費されたと解さざるを得ず、自立更生費に充てられたと立証されるには資料がなく、根拠に乏しい。」としているが、この論についても前述の通り審査請求人も、その妻も8月、9月、10月支給額が正規の基準の基づくものと、何の疑いもなく日常生活費に消費しており、「自立更生費だから、立証資料が必要」などとの発想は全く起きないのは当然で、「自立更生費に充てられたと立証されるには資料」を要求すること自体が無理・難題でしかありません。

#### エ 処分庁の不作为

処分庁は、〇〇〇〇第〇〇〇〇号で生活保護費返還決定通知書を発出しているが、その日付は令和2年12月19日です。審査請求者が年金額増額を処分庁に電話連絡したのが10月2日であり、少なくとも10月分については保護決定（変更）処分の取り消し、再処分を行うことが可能であった。

10月分はもとより8月分、9月分は、処分庁の不作为は明らかです。

#### オ 費用返還決定に関する行政の裁量権について

前出の前田雅子教授の生活保護法第63条に基づく費用返還論では、「費用返還決定に関する行政裁量の統制」という項で以下の通り論じています。

行政実務では、「63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」という解釈が示され、これに依拠した費用返還決定が行われている（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、同通知を「費用返還等の取扱いに係る課長通知」という）。このように既支給の保護費用全額の返還を求めることを原則とする解釈は、生活保護が「全額公費によってその財源がまかなわれていること」に照らした制度の適正かつ公正な運用、「制度に対する国民の信頼」といった公益をもっぱら重視するものである。

しかしながら、2で述べたように、法63条は、過誤支給に当たる事例でも他の社会保障給付や補助金等と異なり、給付決定を取り消さずに費用返還に関する判断権限を保護実施機関に委ねている点に特色がある。同条が費用返還決定について裁量を認める趣旨は、保護実施機関が、行政処分の取り消し制限の法理に沿って判断す

ることに加え、生活保護法の目的である最低限度の生活の保障および自立の助長(法1条)に照らし、これらに関わる受給者の生活状況その他事情に関する事項の考慮を尽くさなければならないということにある。法63条に基づく費用返還決定が争われた東京地判平成29年2月1日賃金と社会保障1680号33頁もまた、「現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。」と述べ、この趣旨を明らかにしている。

上述したように、法63条に基づく費用返還決定が給付決定の取り消しを機能的に代替していることを勘案すると、保護実施機関は、行政処分を取り消しに際して衡量される要素、すなわち、返還事由に関する相手方の善意、帰責性の有無その他その信頼を保護すべき事由を考慮することになるが、のみならず、生活保護に関しては、返還が相手方の生活に与える影響、とくに最低生活水準を下回る生活状況に陥るおそれを考慮しなければならない。

さらに加えて、法1条が自立の助長を目的としていることに鑑み、保護実施機関は受給者の自立助長に関わる事情を考慮すべきである。つまり、返還の対象とされる給付の趣旨、これを一定の用途に充てることが受給者の自立の助長に効果的であると考えられる事情などを考慮することが求められるのである。そして、この点に関する考慮の瑕疵は、裁量権の逸脱または濫用として費用返還決定の違法を導くことになる。そこで、自立助長という観点からの考慮義務に照らして費用返還決定に係る裁量をどのように統制するかが検討課題となる。

裁量審査の枠組みとして参照されるのが、前掲東京地判平成29年2月1日の判断過程審査である。同判決は、「法63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと違法となると解するのが相当である」という。他方で、東京地判平成29年9月21日賃金と社会保障1696号41頁は、「保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その返還額に係る判断が上記の同法[生活保護法]の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られる」という枠組み

を示す。

このようにこれらの判決の間で裁量審査の枠組み、審査密度に相違が認められる要因は、法1条の目的に照らした法63条解釈の差異にあると考えられる。ただ、それ以外にそれぞれの事案の有り様、費用返還事由の違いもまた背景にあると推測される。と論じています。

上記前田論文と本件の関係では、①「法63条に基づく費用返還決定が争われた東京地判平成29年2月1日賃金と社会保障1680号33頁もまた、「現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。」

②「返還が相手方の生活に与える影響、とくに最低生活水準を下回る生活状況に陥るおそれを考慮しなければならない。」ことから、本件返還処分は取り下げることが妥当と考えます。

カ アで述べたように、本件はひとえに処分庁の不作為、過失によるもので、上記前田論文で「返還事由に関する相手方の善意、帰責性の有無その他その信頼を保護すべき事由を考慮することになる」に照らしても本件処分は取り下げられるべきです。

キ 新たな処分決定について

本件返還金の納期限は2020年11月30日とされていましたが、審査請求人は2020年11月25日に審査請求を申し立てており、本件返還金については審査庁の裁決に従うべく、返還金の支払いを納期限までには納入していません。

仮に納期限までに納入したとすれば、その月は最低生活費を大幅に割り込んだ生活をしなければなりません。そして、もしも審査請求が容認されて本件処分が取り消されたとしても、納入した返還金が審査請求人に戻されるまで相当の期間を要するものと考えたからです。

ところが処分庁は、12月17日付〇〇〇〇第〇〇〇〇号を発出し、「生活保護費返還金（徴収金）の納入について（督促）」で、「生活保護法第63条に基づく生活保護費返還金、同法77条の2および同法第78条に基づく生活保護費徴収金について、・・・至急納付していただきますよう」と通知されました。

審査請求人は、本件は生活保護法第63条に基づく返還金と認識しているが、いつの時点で適用条項が変更になったのか説明はありません。

生活保護法77条の2、同法第78条は同法第63条とは性質が全く異なります。

同法77条の2の徴収権者は都道府県又は市町村の長であり、福祉事務所長ではありません。

同法78条は「不実の申請その他不正な手段により保護・・・」であり、本件には当てはまりません。

ク 生活保護法第77条2に関連して

アで述べているように、本件は処分庁の不作為、過失により生じたもので、生活

保護法第77条の2による「保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」は適用できません。

ケ 国、県、市への返還金について

生活保護費の財源は国が75%、市が25%と承知しています。処分庁は本件における返還金は国と市に対してそれぞれが負担した割合で返還しなければならないと思われる。

しかし、本件では処分庁の不作为、過失による生活保護費過払いであり、国費の返納、市財政への返納は、不作为、過失の責めを受ける処分庁が行うべきものです。

よって、審査請求人に返還を求めることは民法上無理があります。

コ 類似案件の東京地方裁判所の判決、平成29年2月1日判決言渡平成27年（行ウ）第625号を添付します。

(6) 最終反論書における主張

3月26日口頭意見陳述時における処分庁への質問に先立って、処分庁〇〇〇〇課長から、「今回はこちらの不作为であり、申し訳なかった」旨の発言があり、審査請求人に対して謝罪した。

謝罪の理由は、審査請求人の質問と処分庁の回答から明らかになりました。

① 乙第2号証において、令和2年8月3日～10月9日間の2か月余のケース記録が作成されておらず、その結果本件にとっていちばん重要な8月13日の審査請求人からの電話連絡による「年金額の増額」を記録しなかった。

② 処分庁は、審査請求人に過失（不作为）があると認識していない。

③ 処分庁は、2020年10月2日に審査請求者からの電話連絡により、年金額の増額が扶助費の計算に反映されていないことを初めて知った。

④ 処分庁は、法63条返還に係る調査義務を果たしていない。等々です。

同時にこの問答によっても、審査請求人に一切の故意も過失もないことが明らかになりました。

よって、処分庁は恥ずべき本件処分を撤回することが至当と思います。

(7) 審査請求人から審査会に提出された主張書面における主張

諮問第88号に係る、令和〇〇〇〇年滋審(〇〇〇〇)第〇〇〇〇号生活保護費用返還についての審査請求事件は、①審査請求人には、何らの過失も作為もない。②逆に、処分庁側に重大な過失があった。③にも拘らず、本件は生活保護法内で対処できない事案であり、第三者機関である行政不服審査会での公正な判断を求めます。

本件は、生活保護制度を利用している審査請求人が、年金額の増額を処分庁ケースワーカーに、電話で報告をしたが、処分庁において収入増を適切な処理を行わず、審査請求人の再度の報告までに、合計35,771円の保護費を過払いしていた。

①について。

本件に係る口頭意見陳述(令和3年3月26日)の場合において、処分庁・〇〇〇〇市〇〇〇〇課〇〇〇〇課長は、審査請求人の質問に対する回答に先立って「回答の前に、一言先に申しおきたいことがありますので、お願いいたします。

まず、審査請求人であります〇〇〇〇さんにおかれましては、今回の意見陳述で述べられたとおり、今回の保護費の過支給については、おっしゃられているとおり、こちらの不作為によるもので、〇〇〇〇さんの責めに帰するような行為ではないことは事実でありますので、そこについては本当に申し訳ないと思っております。申し訳ございませんでした。」(令和〇〇〇〇年滋審(〇〇〇〇)第〇〇〇〇号口頭意見陳述議事録(案)5ページ)で明らかです。

②について。

この点についても、前記意見陳述の場における質問と回答を引用します。

質問：代理人「乙2号証では、ケース記録、令和元年9月20日から令和2年11月3日までの写しとなっておりますが、この中で令和2年8月3日の記録から8月9日(原稿は10月9日だったが、発言は8月9日と言い間違った)の記録はないわけですが、この間は記録すべきことがなかったのか、提出を忘れておられるのか」(令和〇〇〇〇年滋審(〇〇〇〇)第〇〇〇〇号口頭意見陳述議事録(案)5ページ)。

回答：〇〇〇〇係長「令和2年8月3日から10月9日の、この間の8月13日ごろ、審査請求人〇〇〇〇さんが、処分庁を来庁されまして、担当ケースワーカーに年金証書、支給額変更通知等の関係書類を提出されました。そしてそのことは本来記載すべきでしたが、記載漏れになっております。内容としては、弁明書の4の(2)に記載させていただいているとおりでございます。

その後、本来ですと、年金の認定替えをすべきところを、提出していただいていた年金通知を今後切り替わることの事前通知と誤認してしまい、審査請求人から増額時に再度連絡があるというふうに考え、これ以降10月9日、お電話いただいて、誤認していたことを気づくまでの間ですね、記載すべき記録はないという状況でございます」(令和〇〇〇〇年滋審(〇〇〇〇)第〇〇〇〇号口頭意見陳述議事録(案)6ページ)

③について

本件のように、審査請求人に何らの故意(作為)や過失(不作為)はなく、逆に処分庁側に重大な過失(不作為)があったとしても、生活保護法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」の「急迫の場合等」の「等」に本件のような場合も含まれるとされており、重大な過失(不作為)を犯した処分庁が何ら責めを問われないのは「生活保護法の限界」であることは明白です。

よって、本件は行政不服審査会において法理にかなった、適正な判断を求めるものです。

#### (8) 審査請求人の意見陳述の要旨

本件は2020年8月から10月までの3か月間に、私に対する生活保護扶助費を合わせて35,771円(8月分14,043円、9月分14,043円、10月分7,685円)過支給したとして、〇〇〇〇市福祉事務所が生活保護法第63条に基づく返還を求めたことにあります。

本件についてまとめてみますと、①私は、他法優先の原則を実行し、福祉事務所に報告をしました。②ところが福祉事務所は必要な事務処理を怠り、3か月にわたり保護費の過払いを続けました。③その原因は、2020年8月3日の記録から10月9日までの、本件に係る一番重要な期間のケース記録が作成されていないために必要な事務処理が適正に行われなかったのです。④その結果、私に対する保護費の過払いが発生しました。⑤本件処分は保護費過払いの原因を質すことなく、「機械的に」生活保護法第63条を適用し、保護費の返還を求めているものです。

以上のとおり、本件過払いは福祉事務所における重大な過失により発生したことは明白で、逆に審査請求人には過払いをさせようとする故意も過失も一切ありません。

類似案件の福岡地裁平成26年3月11日判決では、生活保護費の過払い分の返還を決定した処分について、「法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途にあてられた金品及び充てられる予定の金品(以下、併せて「自立更生費」という。)の有無、地域住民との均衡、その額が社会的通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。そして、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法判断においては、その判断が裁量権の行使としてなされたことを前提としたうえで、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合に限りて裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである」(最高裁平成18年2月7日第3小法廷・民集60巻2号401頁参照。)と判決しています。

本件処分について、〇〇〇〇市福祉事務所は私の生活実態、近隣住民や他の保護利用者と比較して特別余裕のある生活をしたとする調査、本件過払い金の使途等について調査を全く行わず、自立更生費の有無や全額返還が審査請求人の自立を阻害するか考慮していない点で、先の福岡地裁判決でいう判断要素の合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らしても著しく合理性を欠くものです。

私は障害年金から老齢厚生年金に切り替え、年金額が増えたことを届け出していたため、過払いされているなどとは全く思いも寄らず、正規の保護費として、その月々の生活費に充てていました。

また、生活保護法第63条に基づく費用返還請求は、不当利得の性質を有するもので、利得者が善意である場合は、現存利益の返還しか請求できないものです。

先に述べたとおり、本件過払いについて私には故意も過失もないことは明らかであり、むしろ、〇〇〇〇市福祉事務所側が、私からの届出をケース記録に記載せず、無責任に放置したという重大な過失を犯したことによって生じたことは明白です。

私は過払いに何の疑いもなく、支給された保護費でそれぞれの月々の生活を営み、近隣住民や他の保護利用者に比して、特別余裕のある生活をしたことも無く、残存する利益はありません。

生活保護法施行規則第22条の3で「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、

被保護者が資力を有することとなったときとする」とあり、本件は、この項にも該当します。

また、本件過誤の主な原因は、先にも述べましたが〇〇〇〇市福祉事務所が必要な事務処理を怠ったことであります。

あわせて、本件事態を招いた〇〇〇〇市福祉事務所におけるケースワーカーの人数が社会福祉法第16条に定められた人数を満たしておらず、社会福祉法違反状態が長年続いている結果、ケースワーカーのオーバーワーク状態が放置されていることも本件過誤の遠因となっていると思われれます。

よって、本件処分は、裁量権の逸脱、濫用、生活保護法の違法があり、信義則に反し、また、返還すべき利得も存在せず、本件処分は取り消されるべきです。

## 2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、本件のような収入認定誤りによる過支給額の返還について生活保護法第63条の適用に関して、3の(4)および(5)で構成要件に該当せず、本件への適用は誤った決定であると主張している。審査請求人の主張する、過払いを受けた8月から10月において審査請求人は、すでに生活保護を受給しているため、「急迫の場合」に当たらず、要保護状態であるがゆえ「資力のある」状況ではないと条文を解している。しかしながら、生活保護法第63条は、関西学院大学法学部前田雅子教授による「生活保護法第63条に基づく費用返還」（関西学院大学「法と政治」69巻3号2018.11.30発行）の中で「保護給付に関して事後に費用返還が必要となる様々なケースに包括的に対応する規定として、」実務上3つのケースに解釈運用されている（乙第7号証3頁以下）。一つ目が、急迫保護ケースである。これは審査請求人が法第63条を解釈しているもので、典型例としては、「保護開始を求める申請者が、不動産などの「利用しうる資産」を保有するものの、これを直ちに活用（通常は売却）して生活費に充てることができないような場合で「急迫した事由がある」と認められるときは保護の実施機関が急迫保護を行う際に適用されるケースである。二つ目は、過誤支給ケースである。「何らかの過誤により保護が過剰に実施（保護費が過支給ないし過払い）された場合における費用返還である。本件はこれに当たる。条文の解釈としては、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」の「等」に含まれると解されている。ここでは、過支給により最低限度の生活の需要を満たすのに十分な額を超えて保護金品の支給を受けたときは、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に当たるとみて、同条に基づく費用返還の対象となる。」と解されている。この解釈については、昭和25年5月に現行の生活保護法が制定されたときからであり、制定当時の厚生省社会局保護課長であった小山進次郎氏の「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」（中央社会福祉協議会刊）の639頁以下に示されている（乙第8号証）。同書は、行政解釈の逐条解説として利用されてきたものである。また、今日の裁判例でも認められており、「東京高判平成25年4月22日訟月60巻2号381頁は、保護実施機関の過支給に起因して「資力」が生じたと認定し、法第63条の適用を認めている。」などがある（乙第9号証）。なお、3つ目は、重複支給ケースであり、年金の遡及受

給による返還を求める際に適用されている。以上のとおり、生活保護法第63条の要件に該当することから本件処分を行ったものであり、適法な処分である。審査請求人は法第63条の構成要件である、「急迫の場合」に該当せず、「資力がある」状況ではないと主張するが、法63条の解釈は、過支給の費用返還にも適用することは、法制定以来の行政実務解釈運用上も、また判例でも認められており、審査請求人の主張は妥当ではない。

(2) 行政手続法第14条の不利益処分の理由提示に関しては、本件処分の生活保護費返還決定通知書（令和2年10月19日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号）の中で名あて人である審査請求人に対して、各月の過支給分の額および算出根拠も示し、また原因も説明している。同条にいう「不利益処分の理由」を「書面」により示していることから同条の要件は充足されており、問題はない（乙第3号証、乙第4号証、乙第5号証、乙第13号証）。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（乙第6号証）の記1の『返還額から控除する額』について、本件では、令和2年10月9日に審査請求人が処分庁を来所した際に過支給額の使途について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40（乙第14号証）に該当するものがないか聞き取りを行った（乙第2号証）。審査請求人の妻からは、日常生活費として費消した旨の回答があった。第8の40は事前に実施機関に相談があったものに限るとあるが、本件は定例支給した後に過支給であることが判明していることを考慮して真にやむを得ないと解したとしても、課長通知（乙第6号証）が求める「挙証資料によって確認できるものに限り」取り扱って差し支えないとされていることについては挙証資料もなく、「当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途に充てられたもの」とは言いがたく、「地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」の使われ方をしたとは言えないと解される。また、当該世帯の最低生活費が20万円程度であることから毎月平均12,000円の過支給額は最低生活費に6%程度の上乗せがあった状態であり、自立更生の範囲に含まれない「浪費した」とはいえないまでも生活費の一部として費消されたと解さざるを得ず、自立更生費に充てられたと立証されるには資料がなく、根拠にも乏しい。

また、判例上、次のとおり法63条の解釈が示されている。「京都地方裁判所判決平成17年10月20日 平成15年（行ウ）第19号生活保護変更決定取消等請求事件」（乙第15号証）の「事実および理由」の「第3 当裁判所の判断」の「2 本件返還決定の適法性について」の（2）アの中で「（生活保護）法は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」

（法63条）としており、返還させる金額について保護の実施機関の裁量を定めている。これは、保護金品の被保護者の自立及び更生等に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが、被保護者の自立及び更生という生活保護法の趣旨目的にかなうという趣旨からと解される。生活保護手帳には、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上

容認される程度として実施機関が認めた額について、法 63 条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、その額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、その取扱いは不合理といえず、それに従った運用は是認できるというべきである。」と解されている。その上で自立更生費の解釈としては、「法 63 条の返還免除のための物品については、日常において支障を感じていた物品が基本となると解される」（乙第 15 号証）と示されている。加えて、当該判決の控訴審判決で「大阪高等裁判所平成 18 年 12 月 21 日 平成 17 年（行コ）第 109 号生活保護変更決定取消等請求控訴事件」（乙第 16 号証）においても「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」のエの中で「控訴人から具体的な要望等が出たこともなかったこと等を指摘することができる。」（乙第 16 号証）とも示されている。これらのことから自立更生費の内容としての判例の考え方は、日常において支障を感じていた物品で具体的にその物品の購入についての要望等が示される必要があると解される。審査請求人の過支給分の使途については日常生活上の費消であると申告されており、「日常において支障を感じていた物品」、すなわち自立更生を意図した合目的な物品の購入に当てられたことが聞き取りの中でも表明されず、物品そのものを示されたり、領収書、納品書やこれに代わる購入したことを示す挙証資料もなく、審査請求人によって申告も実証もされないことから、処分庁としても自立更生費として費消されたと認容することはできない。これらのことから、「返還額から控除する額の認定について」（乙第 5 号証の 1 頁、乙第 6 号証の通知別添 1）の様式を以って検討した結果、自立更生費に該当するものがなく、原則どおり全額返還の決定をした。「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（乙第 6 号証）に従って検討した結果であり、適法な処分である。

## 第 5 審理員意見書の要旨

### 1 意見の趣旨

本件審査請求は、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 理由

- (1) 審査請求人は、既に生活保護費を受給しており、「急迫の状態」に陥っていたわけでも、「資力」を有していたこともなく、かつ新たに「保護を受けた」ものでもないため、生活保護法(以下、「法」という。)第63条の要件に全く該当しない旨主張する。そこで、本件処分について法第63条の各要件を満たすかを検討する。

ア 「急迫の場合等」に当たるか

- (ア) 法第 4 条第 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるとする補足性の原則を定めるところ、資産を有しており補足性を欠く場合であっても、直ちにこれが現金化できない場合等には、生活

に困窮する恐れがある。このようなケースを想定して、法第4条第3項は、補足性を欠く場合であっても、急迫した事由がある場合、必要な保護を行うことを妨げてはいない。

このように、補足性を欠く場合であっても保護を行う必要がある場合があることから、その事後的な調整規定として、法第63条は、資力があるにもかかわらず保護を受けたことを要件として、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、返還決定を行う権限を保護の実施機関に認めたものと解され、法第4条第3項にいう「急迫した事由がある場合」と法第63条にいう「急迫の場合」とは同義であると考えられる。

もっとも、法第4条第3項による保護の場合以外においても事後調整をする必要があり得るところ、法第63条は法第4条第3項とは異なり条文上、急迫の場合「等」とし、適用場面を「急迫の場合」に限らないことを明らかにしており、これは、条文上、法第4条第3項による保護の場合以外においても同じく事後的な調整が必要となる場面に法第63条が適用できることを明らかにしたものと解される。

また、法第77条の2第1項は、法第63条についての徴収の規定をおくところ、規則第22条の3は、同項に基づき徴収することが適当でない場合として「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」を定めており、保護の実施機関に過失がある場合にも法第63条の適用があることを前提として徴収方法にのみ制限を加える方式をとっている。

(イ) したがって、「急迫の場合等」は、「急迫の場合」に限られないことはもとより、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって過払いが生じた場合においても法第63条の適用は否定されないと解される。

#### イ 「資力」を有していないといえるか

本件処分は法第63条を適用して、保護費の返還を求める処分であり、法第63条の定める「資力」の要件を満たす必要があるところ、令和2年8月分から同年10月分までの保護費の算定において、収入の認定替えがされていなかったことにより、障害基礎年金および障害年金生活者支援給付金と老齢厚生年金との差額35,771円について、本来の保護費より多い額の保護費が支給されている（乙第3号証、乙第4号証および乙第10号証から乙第12号証まで）。

したがって、この過支給された保護費が「資力」に該当することとなるため、法第63条の定める「資力」の要件を満たす。

#### ウ 新たに保護を受けたことが要件となるか

法第63条は、「保護を受けた」の他に「新たに」という要件を条文上要求していない。また、上記ア（ア）のとおり、法第63条は事後調整のための規定であるところ、保護開始時点から資力を有していた場合と保護の継続中において資力が発生した場合とで、事後調整の必要性に何ら異なるところはない。

したがって、「新たに」保護を受けたことは、法第63条の要件とはされていない

と解される。

エ 法第63条により返還を求める額の決定に関する裁量権行使の当否について

(ア) 法第63条は、同条の要件を満たすことを前提として、「保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」として、返還額を明示しておらず、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解される。

処分庁に裁量権が認められる場合であっても、その返還額に係る判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、または判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用したと認められる場合には、当該裁量権の行使は違法となり得るため検討する。

(イ) この点、裁量権の行使に当たって考慮すべき厚生労働省からの技術的助言である取扱通知1(1)は「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、原則としての全額返還を定めており、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に限り例外的に控除できる額を定めるに留まっている。

例外的に控除できる額として、取扱通知1(1)④では「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」を定めており自立更生費について言及している。この自立更生費については、取扱通知1(1)⑥において「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」にあっては「専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること」としており、この場合の取扱いとの均衡についても考慮する必要がある。

(ウ) 本件処分にあたっては、処分庁において、取扱通知別添1の様式を踏まえた書式を用いて、組織として自立更生費について検討がなされた形跡が窺われる（乙第5号証）。

また、本件では過支給となった保護費は、日常生活費として消費したと審査請求人は主張しており、生活費用全般に充てられたものとして取扱通知1(1)⑥の場合には控除が認められない費用である。

さらに、返還額自体は35,771円と保護世帯にとって少ない額とはいええないものの、分納等の方法により生活への影響を緩和することは可能であり、実際に令和2年10月9日の審査請求人と処分庁との面談時において、分割納付の相談については返還金決定後に行うとの話し合いがされている（乙第2号証）。

(エ) 以上の事情を考慮すれば、本件処分における過支給額の全額返還の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いていたとはいえず、裁量権の逸脱があったと認めることはできない。

(オ) なお、審査請求人は、自立更生費の控除に関して、そもそも支給された生活保護費が誤っているなどとは思ってもよらず、正規の保護費であると信じて日常生活費に消費しており、領収書等の挙証資料が必要との発想は全く起きず、そうした

資料を要求すること自体が無理難題である旨主張している。

確かに本件のような事例においてそうした資料を予め保管しておくことは困難であるといえる。

しかしながら、当該支出費目が控除できるか否かと、支出が事実であるか否かの挙証資料の有無の問題とは別問題である。上記(イ)から(エ)までのとおり、審査請求人が日常生活費として消費したことが事実であったとしても、当該支出費目を控除しないことが本件事情のもとで裁量権を逸脱するものとまではいえないのであるから、挙証資料の有無は結論に影響しない。

したがって、審査請求人の自立更生費の資料を要求すること自体が無理難題である旨の主張は採用できない。

#### オ 小括

以上のとおり、本件処分は法第63条の定める要件を満たすものであり、また、返還を求める額の決定に当たっても裁量権の逸脱があったとは認められないのであるから、本件処分は、適法なものであったといえる。

#### (2) 審査請求人の主張についての検討

##### ア 法第63条が「生活保護費の過払い、過少払い」を想定しているかについて

審査請求人は、現行生活保護法制定に当たって、当初から「生活保護費の過払い、過少払い」を想定して法律の制定はあり得ない旨主張する。

しかしながら、法第31条第2項本文は、「生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする」として前渡しによることを定めており、保護の実施機関は将来的な保護費の決定をする必要があるところ、決定後に決定時に予測していた事実関係に変動が起こることは当然にあり得る事象であり、これを法が全く想定していないとは考え難い。

したがって、当初から「生活保護費の過払い、過少払い」を想定して法律の制定はあり得ない旨の審査請求人の主張は採用できない。

##### イ 処分庁の過失の考慮について

(ア) 審査請求人は、審査請求人に一切の故意も過失もない旨主張しており、処分庁も口頭意見陳述において、「今回の保護費の過支給については、おっしゃられているとおり、こちらの不作為によるもので、〇〇〇〇さんの責めに帰するような行為ではないということは事実であります」との発言をしている。本件における過支給が、処分庁の過失により発生したことに争いはないため、この点を、法第63条の適用に当たってどのように考慮すべきかについて以下、検討する。

(イ) まず、保護の実施機関に落ち度がないことが法第63条の適用要件であるかについて検討すると、条文上これを定める規定はない。また、上記(1)ア(ア)のとおり、規則第22条の3は、保護の実施機関に過失がある場合にも法第63条の適用があることを前提としている。

したがって、保護の実施機関の落ち度の有無は法第63条の適用要件となっていないと解される。

(ウ) 次に、上記(1)エ(ア)のとおり、返還額の決定については保護の実施機関の裁量

に委ねられていることから、裁量権行使に当たっての一事情として被保護者または保護の実施機関の過失の有無について考慮すべきかについて検討する。

確かに、被保護者または保護の実施機関の過失の有無を裁量権行使に当たっての考慮要素とすること自体は許容され得る。

しかしながら、生活保護法の目的は、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することにあるところ（法第1条）、取扱通知1(1)にあるような自立更生費等の控除の検討と異なり、保護の実施機関に落ち度があったもしくは被処分者に落ち度がなかったといった事情それ自体は、これらの目的と関わらないものであり裁量権行使に当たっての本質的な要素とまではいえない。また、保護に当たって無差別平等（法第2条）を前提としており、このような事情によって支給される保護費の額が変わることは他の被保護者との均衡を失しかねない側面もある。

本件において、上記(1)エにおいて既に検討した各事情と合わせて考えれば、処分庁の過失であったことを考慮して返還額を減額しなかったことについて、その判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠く、または、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱しあるいはこれを濫用したとまでは認められない。

ウ 令和2年12月17日付け「生活保護費返還金（徴収金）の納入について（督促）」（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号）について

審査請求人は、令和2年12月17日付け「生活保護費返還金（徴収金）の納入について（督促）」について、本件は生活保護法第63条に基づく返還金と認識しているが、いつの時点で適用条項が変更になったのか説明がない、法第77条の2、法第78条は法第63条とは性質が全く異なる、法第77条の2の徴収権者は都道府県または市町村の長であり福祉事務所長ではない、法第78条の「不実の申請その他不正な手段」は本件には認められない等の主張をする。

しかしながら、令和2年12月17日付け「生活保護費返還金（徴収金）の納入について（督促）」は、本件処分とは別個の後続の処分であって、遡って本件処分の適法性に影響するものではなく、本件処分が違法である理由としてこれを採用することはできない。

エ その他、審査請求人は縷々主張するものの、いずれも本件審査請求を認容すべき理由として採用することはできない。

(3) その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

3 よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第6 審査庁の裁決の考え方

審理員意見書のとおり、本件審査請求を棄却する。

## 第7 審査会の判断

### 1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出

について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

## 2 審査会の判断理由について

### (1) 本件処分に係る法第 63 条の適法性について

ア 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定し、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」(平成 25 年 4 月 22 日東京高等裁判所判決)とされている。また、同条にいう「急迫の場合等」の「等」とは、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等である」と解され、行政解釈・運用上、過払いの保護費についても同条に基づいて被保護者は返還義務を負うことになると考えられる。

本件の過支給された保護費についてみると、令和 2 年 8 月分から同年 10 月分までの保護費の算定において、収入の認定替えがされていなかったことにより、障害基礎年金および障害年金生活者支援給付金と老齢厚生年金との差額 35,771 円について、本来の保護費より多い額の保護費が支給されているものであるから、審査請求人は、保護の補足性の原則に反した保護費の支給を受け、資力を有していたものといえる。

イ 次に、同条に基づいて被保護者が返還すべき金額については、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(取扱通知)において「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」としており、過支給した保護費の全額を原則としつつ、その額を明示しておらず、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねられている。

本件処分についてみると、第 5 の 2 (1) エに示した審理員意見書の記述のとおり、審査請求人は、過支給となった保護費は日常生活費として消費したと述べているところであり、自立更生費としての控除は認められない。また、全額返還の方法として生活への影響を考慮した分納等の方法も可能であり、ケース記録において今後分割納付の額などについて話し合いをする旨の記載が認められる(乙第 2 号証)。

以上のことから、本件処分における過支給額の全額返還の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いているとはいえず、また、裁量権の逸脱も認められない。

なお、審査請求人は、法第 63 条に基づく費用返還請求は、不当利得の性質を有するもので、利得者が善意である場合は、現存利益の返還しか請求できないもので

あると主張しているが、法第 63 条は、上述した取扱通知のとおり、過支給した保護費の全額を原則としつつ、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねているものである。

その他、審査請求人は自立更生費の控除に関して、正規の保護費であると信じて日常生活費に消費しており、領収書等の挙証資料を要求することは困難であると主張しているが、第 5 の 2 (1) エに示した審理員意見書の記述のとおり、当該支出費目が控除できるか否かと支出が事実であるか否かの挙証資料の有無の問題は別問題である。本件においては、過支給となった保護費は日常生活費として消費したと述べており、自立更生費としての控除は認められないことから、挙証資料の有無は結論に影響しない。

ウ したがって、本件処分において、法第 63 条に基づき過支給分の全額の返還を認めたことは妥当である。

#### (2) 本件処分に係るその他の主張について

ア 審査請求人は、本件過支給が処分庁の過失によるもので審査請求人に過失はないことから、本件処分を撤回すべき旨主張しているが、第 5 の 2 (2) イに示した審理員意見書の記述のとおり、保護の実施機関に過失があったもしくは被処分者に過失がなかったという事情は生活保護法の目的である最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することと関わないものであり、裁量権行使に当たっての本質的な要素とはいえず、このような事情により支給される保護費が変わることは他の被保護者との均衡を失しかねない面もあることから、処分庁の過失であったことを考慮して返還額を減額しなかったことについて、その判断が著しく妥当性を欠く、または、裁量権の範囲を逸脱あるいは濫用したとまでは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

イ その他、審査請求人は種々の主張を行うが、いずれも理由がない。

### 3 付言

処分庁は、令和 2 年 12 月 17 日付け「生活保護費返還金(徴収金)の納入について(督促)」により納入通知を行っている。本件納入通知は本件処分とは別個の処分であって、遡って本件処分の適法性に影響するものではないが、徴収金の納付を求めるものと誤解を招く外観を有していることから、処分庁においては、今後はより適切な記載内容とするよう努められたい。

### 4 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第 8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

| 年 月 日                   | 審 査 の 内 容                                  |
|-------------------------|--|
| 令和3年5月28日               | ・ 審査庁から諮問を受けた。                             |
| 令和3年8月3日                | ・ 審査請求人から主張書面の提出を受けた。                      |
| 令和4年1月21日<br>(第25回第二部会) | ・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。                       |
| 令和4年3月22日<br>(第26回第二部会) | ・ 審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。<br>・ 事案の審議を行った。 |
| 令和4年5月17日<br>(第27回第二部会) | ・ 審査請求人から意見を聴取した。<br>・ 事案の審議を行った。          |
| 令和4年9月9日<br>(第28回第二部会)  | ・ 答申案の審議を行った。                              |

滋賀県行政不服審査会第二部会

委員（部会長） 駒 林 良 則

委員 竹 内 恵 子

委員 富 塚 浩 之